平成 30 年２月 23 日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
大阪市北区茶屋町１９番１９号
阪急リート投資法人
代表者名
執行役員　白木　義章
（コード番号：8977）
資産運用会社名
阪急リート投信株式会社
代表者名
代表取締役社長　白木　義章
問合せ先
ＩＲ・広報部長　吉田　洋
TEL. 06-6376-6823

スポンサーグループにおける不動産事業の再編に伴う「情報共有等に係る協定書」の見直しに関するお知らせ

阪急リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である阪急リート投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催された取締役会において、「情報共有等に係る協定書」の見直しを行い、新たに「情報共有等に係る協定書変更覚書」を締結することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．見直しの概要

本資産運用会社は、阪急電鉄株式会社、阪急不動産株式会社（注１）及び阪急インベストメント・パートナーズ株式会社（注２）との間で平成 27 年９月 18 日付「情報共有等に係る協定書」（以下「協定書」といいます。）を締結していましたが、本投資法人のスポンサーグループである阪急阪神ホールディングスグループ（注３）における不動産事業の再編（注４）に伴い、協定書の当事者が変更及び追加されることを受けて、本日付で「情報共有等に係る協定書変更覚書」（以下「変更覚書」といいます。）を締結することを決定いたしました。なお、変更覚書の効力発生日は平成 30 年４月１日となります。

（注１）平成 30 年４月１日付で阪急阪神不動産株式会社に商号変更予定です。
（注２）平成 30 年４月１日付で阪急阪神不動産投資顧問株式会社に商号変更予定です。
（注３）阪急阪神ホールディングス株式会社を持株会社として構成される企業集団をいいます。
（注４）本再編の詳細については、阪急阪神ホールディングス株式会社の平成 29 年 11 月２日付「阪急阪神ホールディングスグループ　不動産事業の再編及び連結子会社（孫会社）の異動・商号変更について」をご参照ください。

２．変更覚書の要旨

変更覚書の当事者は、平成 30 年４月１日付で阪急電鉄株式会社が会社分割により協定書の当事者としての地位を阪急不動産株式会社（注）に承継させる予定であること、及び、同日付で、協定書の当事者に当該会社分割後の阪急電鉄株式会社及び阪神電気鉄道株式会社を追加することに合意する。

（注）平成 30 年４月１日付で阪急阪神不動産株式会社に商号変更予定です。

３．今後の物件取得体制

今回のスポンサーグループにおける不動産事業の再編は、同事業に係る資源・ノウハウを集約し、総合力を最大限に発揮できる体制を構築するとともに、同事業の成長に向けた取組みを一層進捗・加速させるものです。本資産運用会社は、従来スポンサーグループと適格不動産に関する情報の共有及び検討を行ってきましたが、今後もスポンサーグループとの更なる連携強化を実施し、効率的かつ機動的な物件取得検討体制の構築を進めるとともに、本投資法人が中期目標に掲げた平成 32 年中の資産規模 2,000 億円達成に向けて、適正価格での優良物件の取得による持続的な成長とポートフォリオの質の向上を図ってまいります。

以　上

＊　本投資法人のウェブサイト　http://www.hankyu-reit.jp/